

議案第66号

福岡広域都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、換地処分により確定する清算金を分割徴収する場合の利子の利率の上限を改める必要があるによる。

福岡広域都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

福岡広域都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業施行条例（平成11年福岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「年6パーセントを」を「同日における法定利率を」に、「年6パーセント」を「当該法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。